

北泉海水浴場監視等業務委託仕様書

1 委託業務名

北泉海水浴場監視等業務委託

2 目的

本業務は、本市におけるサーフツーリズムの推進の基礎となる北泉海水浴場における遊泳客等の安全確保のため、適切な監視業務を行うことを目的とする。

3 委託場所

南相馬市原町区金沢及び北泉（北泉海水浴場）

4 委託期間

契約締結日から令和元年8月31日（土）まで

5 業務内容

北泉海水浴場において、本仕様書及び添付資料を基にして、水難事故を未然に防ぐための監視業務、海水浴場開設前後の資機材等の準備・設営・片付け、水難事故等の緊急時における救助及び処置、海岸美化等の業務を行ない、常に安心安全で快適な海水浴場となるよう務めること。

※添付資料（別紙）

・監視業務使用備品一覧

6 受託者の責務

(1) 法令等の遵守

受託業務の実施に当たっては、関係法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に責を果たすものとする。

(2) 守秘義務

受託者、業務責任者、業務従事者は、業務の実施上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は期間終了後においても同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 業務責任者

(1) 業務責任者の資格

業務責任者は、受託業務実施にあたり管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者とする。

(2) 業務責任者の選任

受託者は、委託契約締結後速やかに業務責任者を選任し、書面にて市に届出し、承諾を得ること。

(3) 業務責任者の職務

業務責任者は、常に市と連絡を密にし、諸業務を総括すること。業務内容を熟知し適正な人員配置を行い、業務従事者を指揮監督すること。また、遊泳者の事故防止に万全を期す為、従事者の業務を指導すること。

8 業務従事者

受託者は、業務の内容に応じて必要な知識、技能、資格を有する者を業務従事者としなければならない。

9 業務計画書・業務報告書・業務日誌

(1) 業務計画書

受託者は、委託契約締結後、速やかに、業務実施体制・業務工程等を記載した業務計画書を作成し、市に提出し承諾を得ること。また、業務従事者名簿（住所・氏名・生年月日等の記載があり人物を特定することができるもの）・有資格者の資格証の写し（写真が鮮明であり人物を特定することができるもの）を市に提出すること。

なお、業務体制の制定に当たっては、労働基準法等関係法令を遵守し、適正な人員を配置すること。

(2) 業務報告書

受託者は、7月の業務終了後5日以内に7月分の監視員の出面表を添付した業務報告書を市に提出すること。海水浴場期間終了後、8月末までに8月分の監視員の出面表を添付した業務報告書を提出すること。また、9月末までに海水浴場状況報告書、写真報告書等を提出することとし、写真報告書の内容は、海水浴場開設前、開設期間中、開設後の状況を記録したものとする。

(3) 業務日誌

受託者は、海水浴場開設期間中、海の状況、勤務体制、活動状況等を記録した業務日誌を作成し、市へ提出すること。

10 施設及び資機材の使用について

(1) 施設

受託者は受託期間中に限り、管理棟等を監視員待機所、資機材の管理等の用途に使用することが出来ることとする。なお、海水浴場監視業務に係る用途以外の目的で使用してはならない。

(2) 資機材

市は、業務従事者が使用する資機材のうちで市所有の資機材（別添参考：監視業務使用備品一覧）を受託者に貸与し、受託者は業務終了後市に返還することとする。

なお、『別添』監視業務使用備品一覧に記載されていない資機材のうち、本業務に必要な資機材及び備品については、以下の費用負担とする。

- ① 救護用品については、受託者の負担とする。
- ② 清掃用具については、受託業者の負担とする。
- ③ その他、費用負担が不明なものについては、市と受託者が協議のうえ決定する。

また、受託者の故意又は重大な過失により、市所有の施設又は資機材、備品等を損傷した場合、市は受託者に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

1 1 損害予防処置等

(1) 第三者への迷惑防止

業務実施にあたり、第三者に迷惑をかけることのないようにすること。

(2) 事故発生時の処置

業務の実施中に業務全体に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、直ちに応急処置、救急車要請等必要な手立てをとるとともに、速やかに市に報告すること。なお、事故発生の原因・経過及び事故による被害の状況等について、事故報告書により遅滞無く市に報告すること。

1 2 海水浴場開設期間及び開設時間

令和元年 7 月 20 日（土）～ 8 月 18 日（日）

午前 9 時から午後 4 時まで

※但し、有事又は防災上必要と認めた場合は、この限りではない。

1 3 監視期間及び監視時間

令和元年 7 月 20 日（土）～ 8 月 25 日（日）

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※但し、有事又は防災上必要と認めた場合は、この限りではない。

1 4 海水浴場の開設準備及び閉鎖手続き

(1) 監視塔設置及び撤去業務

- ① 監視員が常駐できる監視塔を市と協議の上、設置するものとする。

- ・数量：1基
- ・高さ：フロアを概ね地上高2mの位置とし、監視に必要な視界を確保する
- ・場所：監視に最も適した場所とする。
- ・その他：遊泳禁止、可等の周知を行うための表示板等を備えること。

② 海水浴場終了後の監視塔撤収

(2) コースロープ設営補助及び撤去補助業務

- ① 遊泳区域を表示するため、市が設営するコースロープの設営及び撤去に関する補助を行うこと。
- ② コース設営に際して、受託者にて、アンカー及びブイを準備すること。

1.5 監視員の資格

(1) 監視長の資格

日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者とし、5年以上の海岸監視業務経験をもち、他のライフセーバーを指導・教育できる者に限る。

(2) 有資格者の資格

日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者とする。

(3) その他の監視員の資格

その他監視員は、健康で体力に優れている者とし、救助法・救急法・蘇生方法の教育を受けた者とする。

(4) 水上バイク使用者の資格

特殊小型船舶免許の資格を有する者とする。

1.6 監視人員

(1) 平日（～8月18日まで）

監視長 1名 監視員 5名以上

※但し、市において、繁忙期、有事又は防災上必要と認めた場合は、この限りではない。

※原則、監視長は期間中在住するものとするが、対応が困難な場合、事前に市へ報告するとともに、監視長不在の期間中、監視員には必ず有資格者を含むこと。

(2) 休日（～8月18日まで）

監視長 1名 監視員 7名以上

※但し、市と協議の上、閑散期と認めた場合は、この限りではない。

※原則、監視長は期間中在住するものとするが、対応が困難な場合、事前に市へ報告するとともに、監視長不在の期間中、監視員には必ず有資格者を含むこと。

(3) 8月19日以降（～8月25日まで）

監視長 1名 監視員 2名以上

※但し、市において、有事又は防災上必要と認めた場合は、この限りではない。

※原則、監視長は期間中在住するものとするが、対応が困難な場合、事前に市へ報告するとともに、監視長不在の期間中、監視員には必ず有資格者を含むこと。

1.7 監視員の教育及び制服について

(1) 監視員の教育について

- ① 業務責任者は、海水浴場開設前に、その責任において監視員に対して業務に必要な教育訓練を実施すること。
- ② 上記の教育訓練内容については、事前に市と協議を行うこと。

(2) 監視員の服装について

監視員は、利用者等が直ちに識別できる制服を着用すること。

1.8 監視員の体調管理

業務責任者は、監視期間中、監視長及び監視員の体調等の確認を行うこと。

1.9 傷害保険

監視員については、業務従事中、傷害保険に加入すること。

2.0 監視マニュアル

業務実施にあたり、市と協議のもと、監視に必要なマニュアルを作成すること。

2.1 管理運営基準

- (1) 遊泳に適しているときは、遊泳可の標示を掲げ、遊泳者に周知させるものとする。
- (2) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳することが危険または不適當であると認めるときは、海水浴場内に遊泳禁止の標示を掲げ、その旨すみやかに遊泳者に周知させ、遊泳することを止めさせる。
 - ① 津波のおそれがあるとき
 - ② 波が異常に高いとき
 - ③ 水温が異常に低下しているとき
 - ④ 潮の流れが異常にはやいとき

- ⑤ 廃油、汚物等が流出したとき
 - ⑥ 台風が接近しているとき
 - ⑦ 視界不良で監視できないとき
 - ⑧ 荒天又は危険生物の発見等により、水浴・遊泳に生命の危険を伴うおそれがあるとき
 - ⑨ その他監視長が危険又は不相当と認めたとき
- (3)海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳に注意を必要とするときは遊泳注意の標示を掲げ、遊泳者に周知させるものとする。
- ① 波がやや高いとき
 - ② 水温がやや低いとき
 - ③ 潮の流れがややはやいとき
 - ④ 視界がやや不良のとき
 - ⑤ 雷鳴、稲光があるとき
 - ⑥ その他監視長が注意と認めたとき
- (4)地震による津波のおそれのあるときは、海水浴客に安全な場所へ避難するよう周知すること。加えて、津波のおそれがあることを知らせる旗等の掲揚または監視員が持って海岸を走り、利用者に周知すること。避難場所について、監視長は事前にその場所を把握しておくこと。また、別途定める地震・津波発生時対応マニュアルに従い、行動すること。
- (5)雷注意報が発令及び解除された場合、監視所より放送等により海水浴客に周知する。また、雷鳴、稲光がある場合、遊泳者に速やかに海から上がり安全な場所へ避難するよう周知し誘導する。
- (6)開設期間中は、気象情報（注意報・警報等）を毎朝確認し、監視員全員が把握しておくこと。
- (7)開設期間中は、当日の天候、水温、波の状況等から遊泳状況を決定し、午前8時50分までに市へ報告すること。また、その後、遊泳状況等に変化が生じた場合は速やかにその旨の報告を行うこと。
- (8)開設期間中は海象状況を市・警察署・消防署等の関係機関に速やかに連絡すること。また、水温・気温・天候・海水浴場入込み者数・その他連絡事項を市及び警察署に報告しなければならない。
- (9)開場時間・閉場時間・危険防止のための注意事項及びごみの持ち帰り等を遊泳者に周知すること。
- (9)事故が発生した場合は、監視員の安全を確保した上で速やかに捜索・救助等を行い、水上安全法・救急法・蘇生法を駆使して生命の確保に努めるとともに、救急車の出動要請を行い、警察・市への報告等を行うこと。
- (10)迷子等が発生した場合は速やかに捜索し保護に努めること。
- (11)常に遊泳者を監視し、注意を促すこと。特に、飲酒者は遊泳させないよう呼びかける

こと。

- (12) 海水浴場内での病人及びけが人については適切な処置及び方法を施すこと。
- (13) 遊泳者及び市民等との間でトラブル等の問題が生じた場合には、受託者の責任において解決し、市の責に帰することのないよう対応すること。
- (14) 各種資機材等は常に最良の状態で使用できるよう整備等を行い、故障・破損等が発生した場合は速やかに補充等の処置ができるような体制を整えること。
- (15) レスキュー用水上バイクについては、必要に応じ出動させ、水難事故発生時等に迅速に対応できるようにすること。

2.2 清掃管理業務

① 毎日実施する内容（開設時間中、毎朝実施）

- ・ビーチクリーナー又は同等の効果のある機器による砂浜清掃を行う。
- ・放置されたゴミや海からの漂流物を拾う。
- ・ガラスの破片等の裂傷のおそれのあるものを拾う。
- ・竹や木材等を集め、遊泳客の邪魔にならない場所へ集める。
- ・石や海藻を集め、遊泳客の少ない場所へ埋める。
- ・シャワー設備がある海水浴場については、排水路に溜まった砂を除去し、清潔を保つ。
- ・護岸歩道部分や階段部分に溜まった砂を除去し、清潔を保つ。
- ・その他清潔を保つうえで必要と思われる業務。

2.3 監視所等管理業務

- ① 監視所・更衣室内の忘れ物、落とし物を管理し、市に報告する。
- ② 監視所・更衣室内の盗難予防を心掛ける。
- ③ 監視業務終了後、監視所・更衣室全体を点検する。残留物・汚損・破損を発見した場合は、市に報告し、市の指示に従い、適切な対応をとること。
- ④ 放置されたゴミを拾い、常時施設の美化に努めること。
- ⑤ 物置台、窓ガラス等は適宜清掃し、清潔な状態を保つこと。
- ⑥ 室内にたまった砂を外に掃き出す。
- ⑦ 室内は常に整理整頓を心掛けること。
- ⑧ その他清潔を保つうえで必要とみなされる業務。

2.4 業務の再委託

受託者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ次の内容を文書で提示し、市の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲

(3)再委託を行う必要性

(4)契約金額

2 5 その他

仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は仕様書に特に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定する。